



# 市民課 日曜開設のご案内

※令和2年7月より、日曜開設は第2・第4日曜日に変更

## 令和2年度 日曜開設日

月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1回目	7日	12日	9日	13日	11日	8日	13日	10日	14日	14日
2回目	21日※	26日※	23日	27日	25日	22日※	27日	24日	28日	28日

※はマイナンバーカード関係業務の取扱いができません

開設時間	実施窓口
8:30~17:00 ※パスポート交付・マイナンバーカード交付は、9:00~16:30	市役所第1庁舎1階 市民課

## 取り扱う業務

項目	業務内容
証明 交付	住民票など 住民票（除票、改製原を含む）の写し、戸籍附票の写し、住所証明、住民票記載事項証明
	戸籍に係る証明 戸籍全部事項証明（戸籍謄本）、除籍全部事項証明（除籍謄本）など、戸籍届出受理証明、届書の記載事項証明
	印鑑証明 印鑑登録証明
税証明 交付	納税・完納 市税の納税証明、完納証明、軽自動車車検用納税証明（※1）
	所得・課税など 所得・課税証明（非課税証明を含む）、法人住所証明（※1）
	固定資産税 土地及び家屋に関する次の証明。記載事項証明、評価額証明、所在地証明、税額証明、年税額証明、土地家屋名寄帳（名寄帳の所有者・持分の追記はできません）（※2）
登録	印鑑 印鑑登録・印鑑登録廃止
届出	戸籍の届出 （※3）
	住所変更の届出 市原市から市外への異動（転出）・市内への異動（転入）・市内での異動（転居）（※4）
マイナ バー関係	カード交付など マイナンバーカードの交付、電子証明書の発行（※5）、暗証番号の変更、マイナンバーカード・住基カードの記載変更（既に届出済みなもの。当日届出のものではない場合があります） 注意※6月21日、7月26日、11月22日は、この業務の取扱いができません。
その他	許可 改葬許可、臨時運行許可
	パスポートの交付 交付のみ（市原市市民課窓口で申請をした方）

※1：納税・完納証明や所得・課税証明については、電話で事前確認を必ずお願いします。（確認先：納税課 TEL23-9810 市民税課 TEL23-9811）

※2：他市区町村や担当課に確認が必要な場合は交付できません。

※3：戸籍の届出をした場合は、届出当日の戸籍謄（抄）本の発行はできません。また受理証明書についても発行できない場合があります。

※4：転入届・転居届出をした場合は、届出当日の住民票等証明書の発行や印鑑登録はできません。

※5：異動等届出当日の電子証明書の発行はできません。

## 取り扱わない業務

広域交付住民票の交付、マイナンバーカード・住民基本台帳カードを用いた転入、パスポート申請、住民基本台帳ネットワークシステムに関する業務。これらは、他の自治体などへの確認が行えないため、お取り扱いできません。

問い合わせ先 市原市役所 市民課 TEL 0436-23-9803